平成２７年（フ）第９８２８号
東京都杉並区永福１丁目27―14　城西ハイム102、住民票上の住所東京都杉並区永福１丁目27―14　城西ハイム
債務者　千坂　兼弘
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８２９号
東京都渋谷区恵比寿２丁目24―10―201
債務者　萩原　鎭治
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８３７号
東京都江戸川区中葛西１丁目38―１―602
債務者　島田　佳子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８３８号
東京都練馬区旭町２丁目９－２　サンビレッジ光が丘Ｂ棟102
債務者　松崎みゆき
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８３９号
東京都中野区鷺宮１丁目30―17―201
債務者　加藤　俊成
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８４０号
東京都板橋区大山東町59―８―202
債務者　堀川　貴人
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン15―３号棟305号
債務者　廣瀬　雅子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６９号
東京都東大和市南街１丁目８番地の15レオネクストシャトレーⅡ105
債務者　齋藤　弘樹
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８９８号
東京都青梅市裏宿町711番地の１市営裏宿住宅254号
債務者　兒玉　信孝（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９３号
静岡市清水区折戸３丁目10番10号　清水折戸団地1016号室、旧住所静岡市清水区折戸２丁目12番27号
債務者　若林　和晃
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８３０号
千葉県市川市南行徳１丁目10―21―103
債務者　下田　　昇
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８４０号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目15番８号ひかりハイツ201
債務者　竹下銀次郎
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８３４号
東京都北区滝野川６丁目11－８―401
債務者　工藤　信雄
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８３５号
東京都板橋区板橋２丁目３－２―609
債務者　宮本　清吾
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８３６号
東京都板橋区赤塚１丁目26－１―201
債務者　和田てるみ
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部